

第33回岡山県JA大会参考資料

1. 岡山県農業協同組合大会規程

(目的)

第1条 組合意識を昂揚して岡山県の農業協同組合の共通の意思を決定し、これを内外に表明することを目的とする。

(主催)

第2条 大会は、岡山県農業協同組合中央会（以下、「中央会」という。）が開催する。

(出席資格)

第3条 大会出席資格は、中央会の会員たる団体の役職員等とする。

2 大会の出席数は、別に定める。

(行事)

第4条 大会は、農業協同組合情勢報告、決議、その他大会の目的を達成するため、必要な行事を行う。

(期日)

第5条 大会は、原則として3年ごとに開催するものとし、会期は1日とする。

(議案)

第6条 大会の議案は、会員の意見を聞き中央会が提出する。ただし、緊急動議はこの限りでない。

(議長)

第7条 大会の議長は、大会においてこれを選任する。

(大会運営委員会)

第8条 大会の運営にあたるために、大会運営委員会を設ける。

2 大会運営委員は20名以内とし、中央会会長が委嘱する。

(議事の運営)

第9条 議案について意見を述べようとするときは、大会開会日の前日までに述べようとする意見の要旨を、書面により大会運営委員長に通告するものとする。

- 2 大会運営委員長は、大会運営委員会に諮って意見開陳者を決定し、議長に通告するものとする。
- 3 意見の開陳は、議長の指名によって行う。意見開陳者多数の場合、議長はその時間を制限することができる。
- 4 議案に対する修正動議または緊急動議を提出しようとするものは、大会開会日の前日までに、動議の要旨を書面により大会運営委員長に提出するものとする。
- 5 大会運営委員長は、修正動議または緊急動議の提出を受けた場合は、大会運営委員会に諮って、これが採否を決定するものとする。

(幹 事)

第10条 大会の事務を処理するため幹事を置き、中央会会長がこれを委嘱する。

(規程の改廃)

第11条 この規程は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成6年10月25日より施行する。